

こんにちは。毎月の「人事労務解決コラム」とは別に、人事労務に関する最新情報をタイムリーにお伝えしていきます。

【今回のテーマ】「大手エステティックサロン社長が従業員に謝罪」について

社会保険労務士事務所セオス：<http://ceoss-sr.jp>

---

こんにちは。今回は読売新聞の記事を転載します。

「たかの友梨」高野社長が謝罪…威圧的な発言で（2014年10月05日 00時12分）

エステ店「たかの友梨ビューティクリニック」を運営する「不二ビューティ」（東京）の高野友梨社長が、残業代未払いを労働基準監督署に申告した仙台店の女性従業員に「会社つぶしてもいいの」などと威圧的な発言をしたとされる問題で、同社は4日、高野社長が従業員らに謝罪したことをホームページ上で公表した。

一方、女性が加入する労働組合は「女性は入社しておらず、謝罪を受けていない」としている。

転載ここまで。今回は、高野社長が女性従業員に発言した内容が録音されていて、その生々しい様子がマスメディアに流されることとなりました。

同社は労働基準監督署より是正勧告を受けており、これを受けて労務改善計画の骨子をホームページ上で発表しています。その計画の詳細はここでは取り上げませんが、高野社長の生々しい威圧的な発言が暴露されたことによる企業イメージへのダメージが、これからの取り組みで果たしてどれほど取り戻せるのかが注目されます。

ひと昔ならば、長時間録音するためにはICレコーダーのようなものを購入しなければならず、ひと手間ふた手間かける気持ちでなければ実行には踏み切らなかったかもしれません。しかし、考えてみれば、現在はICレコーダーなどをわざわざ買わなくとも、スマートフォンさえあれば音声を長時間録音できるアプリなどはいくらでも手にすることができます。 아이폰では、アプリを導入しなくとも初めから長時間録音機能が備わっています。

あってはならないことですが、職場で日常的にパワハラやセクハラが行われている場合、その場での発言が長期間録音されていて、退職時に「上司からパワハラを受け続けました。私は上司の使用者責任を会社に求めます」と、音声を証拠として訴訟を起こされる可能性もあるわけです。

今回のことを対岸の火事と見るのではなく、セクハラ・パワハラを起こさない職場にする契機として捉えてみてはいかがでしょうか。